

ナンバープレートの地域名表示細分化等に関する懇談会報告の概要

1. 一定のまとまりのある地域で、自動車ユーザーの意向を十分に踏まえたものについて、地域名表示細分化ナンバー（仮称）制度を認めることが適切と考える。
2. 地域名表示の細分化については、どのような地域について認めることとするか、次のような基準を設けることとする。

（地域的基準）

地域特性や同一経済圏等の一定のまとまりのある地域であり、広く認知されている地域であること。

過少の地域名表示細分化ナンバーを作ることをしないよう、当該地域の保有車両数の最低基準を設け、その基準を上回る地域であること。

県内の地域区分上、極端なアンバランスを生ずることのないような地域であること。（保有車両数、人口など）

（手続的基準）

特定の団体の活動として地域名表示細分化ナンバーを創設するのではなく、自動車ユーザーの民意の反映も含めた要望とし、民意についての取りまとめは、地域内の各自治体がおこなうこと。

例：地域内の自動車ユーザーアンケート

地域名表示細分化ナンバー創設の要望については、まず各自治体毎に係団体や民意を取りまとめ、議会の支持も得て地域の総意として都道府県に要望すること。

都道府県は、地域名表示細分化ナンバーについて地域的基準への適合性、必要な手順を踏んだかどうかを判断し、妥当なものについて国へ要望すること。

3. 地域名表示細分化ナンバーの概要

新設する地域名表示

当該地域を表すのにふさわしいものであるほか、全国的にも認知され、現在あるナンバーと類似した地域名を使用しない。

導入の方法

地域名表示細分化ナンバーは、当該地域の希望するユーザーにのみ付与するのではなく、新規登録等の場合に、全てのユーザーに付与することとする。

費用負担

当該地域で負担することが考えられるが、全国どの地域でも対象となり得るものであり、当該地域に負担を求めないことが適切と考える。

4．地域名表示細分化ナンバーを導入するに当たっては、以下の点について留意されるべきと考える。

地域名表示細分化は、当該地域はもちろん、全国的な自動車登録検査業務電子情報処理システムの変更を伴うこととなることから、この制度の発足に当たって、国は全国の自動車ユーザーの意見を広く聞くことが望まれる。

自動車のナンバープレートは、様々なシステムと関連しており、それらのシステムの変更を伴うことから、導入に向けて関係者との調整を行い、齟齬のないようにするとともに、導入時期に必要な準備期間がとれるようにするなど、必要な調整を行うことが求められる。

全国的に導入する制度であり、全国的なバランスを考慮し、特定の都道府県に集中しないようにすることが望ましい。

以上

議事概要作成

ナンバープレートの地域名表示細分化等に関する懇談会事務局
(国土交通省 自動車交通局 技術安全部 管理課)